

養護教諭養成教育検討委員会



## 「養護教諭養成教育検討委員会」

### 1. 構成員

#### 1) 委員

委員長：荒木田美香子（国際医療福祉大学）

委員：片田範子（兵庫県立大学）、津島ひろ江（川崎医療福祉大学）、  
櫻田淳（埼玉県立大学）、池添志乃（高知県立大学）

#### 2) 協力者

なし

### 2. 趣旨

子どもたちの現代的な心身の健康課題に対応できる養護教諭の育成が急務であり、教護教諭養成機関には養護教諭の役割に基づいたカリキュラム等の検討が求められている。しかし、これまでに看護系大学で養護教諭養成の在り方について検討されたことはなく、方向性も示されていない。養護教諭一種養成課程を有する大学 121 大学のうち、看護系大学が 75 校（平成 25 年現在）となっており、日本看護系大学協議会において、養護教諭の養成のあり方を早急に検討することが必要であるとの見解から、臨時委員会を組織し、以下の項目を検討する。

- 1) 看護系大学で養成する看護能力をもつ養護教諭のコアコンピテンス及び養成カリキュラムを検討する。
- 2) 日本看護系大学協議会としての提言等を、文部科学省、日本養護教諭養成大学協議会等に提出する。

### 3. 活動経過

- ① 養護教諭に求められる看護系能力について言及している資料、文献を収集し、集約した。
- ② 平成 26 年度は、現代の子どもの心身の健康課題に対応する養護教諭活動事例を委員が持ち寄り、その中から、養護教諭役割を検討した。さらに養護教諭の役割の中で、看護能力が基本や基礎となっている養護教諭のコアコンピテンスについて検討を行った。

### 4. 今後の課題

看護能力を持つ養護教諭のコアコンピテンスから、看護系大学が行う養護教諭養成のカリキュラムを検討し、日本看護系大学協議会としての提言等をまとめ、文部科学省、日本養護教諭養成大学協議会等に提出する。

### 5. 資料

- 1) 養護教諭に期待される能力及びこれまでに出版されている養成カリキュラムに関する情報の集約
- 2) 収集・分析した事例の概要及び、看護能力を持った養護教諭のコアコンピテンス案

## 資料 1) 養護教諭に期待される能力及びこれまでに出版されている養成カリキュラムに関する情報の集約

### ◎ 養護教諭に求められる能力：養護教諭の役割が果たせる力量

I 文部科学省などにおいて示されている教員の資質能力および役割

#### 1 中教審答申等において示されている教員の資質能力および役割

『今後の教員養成・免許制度の在り方について』において、教員に求められる資質能力として、以下のように述べられている。また、優れた教師の3条件としても示されており、これらの教員の資質能力は、養護教諭においても不可欠な能力である。

#### 『今後の教員養成・免許制度の在り方について』（中央教育審議会答申）平成 18 年 7 月 11 日

##### ◆これからの社会と教員に求められる資質能力

このような社会の大きな変動に対応しつつ、国民の学校教育に対する期待に応えるためには、教育活動の直接の担い手である教員に対する揺るぎない信頼を確立し、国際的にも教員の資質能力がより一層高いものとなるようにすることが極めて重要である。

教員に求められる資質能力については、これまでも本審議会等がしばしば提言を行っている。例えば、平成 9 年の教育職員養成審議会（以下「教養審」という。）第一次答申等においては、いつの時代にも求められる資質能力と、変化の激しい時代にあつて、子どもたちに「生きる力」を育む観点から、今後特に求められる資質能力等について、それぞれ以下のように示している。

##### ○いつの時代にも求められる資質能力

教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、これらを基盤とした実践的指導力等

##### ○今後特に求められる資質能力

地球的視野に立って行動するための資質能力（地球、国家、人間等に関する適切な理解、豊かな人間性、国際社会で必要とされる基本的資質能力）、変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力（課題探求能力等に関わるもの、人間関係に関わるもの、社会の変化に適応するための知識及び技術）、教員の職務から必然的に求められる資質能力（幼児・児童・生徒や教育の在り方に関する適切な理解、教職に対する愛着、誇り、一体感、教科指導、生徒指導等のための知識、技能及び態度）

##### ○得意分野を持つ個性豊かな教員

画一的な教員像を求めることは避け、生涯にわたり資質能力の向上を図るという前提に立って、全教員に共通に求められる基礎的・基本的な資質能力を確保するとともに、積極的に各人の得意分野づくりや個性の伸長を図ることが大切であること

#### 「教職生活全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（中央教育審議会答申）平成 24 年 8 月 28 日

##### ◆これからの教員に求められる資質能力

これからの社会で求められる人材像を踏まえた教育の展開、学校現場の諸課題への対応を図るためには、社会からの尊敬・信頼を受ける教員、思考力・判断力・表現力等を育成する実践的指導力を有する教員、困難な課題に同僚と協働し、地域と連携して対応する教員が必要である。

また、教職生活全体を通じて、実践的指導力等を高めるとともに、社会の急速な進展の中で、知識・技能の絶えざる刷新が必要であることから、教員が探究力を持ち、学び続ける存在であることが不可欠である。

（「学び続ける教員像」の確立）

↓ 以下の力は、それぞれ独立して存在するのではなく、省察する中で相互に関連し合いながら形成される

- (i) 教職に対する**責任感、探究力**、教職生活全体を通じて**自主的に学び続ける力**（使命感や責任感、教育的愛情）
- (ii) 専門職としての**高度な知識・技能**・教科や教職に関する**高度な専門的知識**（グローバル化、情報化、特別支援教育その他の新たな課題に対応できる知識・技能を含む）
  - ・新たな学びを展開できる実践的指導力（基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等を育成するため、知識・技能を活用する学習活動や課題探究型の学習、協働的学びなどをデザインできる指導力）
  - ・教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力
- (iii) 総合的な**人間力**（豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力）

⇒ 養護教諭としての責務、高度な専門的知識・技能の習得が必要

## Ⅱ 文部科学省等がこれまでに発表してきた養護教諭の職務、業務、期待される能力などに関する事項

1. 昭和4年「学校看護婦に関する件」（文部省訓令）看護婦の職務内容が規定
2. 昭和16年に「国民学校令（勅令第148号）」が公布され、「国民学校には養護訓導を置くことを得」、「養護訓導は学校長の命を承け児童の養護を掌る」と規定された。
3. 昭和22年に「学校教育法」が制定され、養護訓導から養護教諭に名称変更となり、「養護教諭は児童生徒の養護をつかさどる」と規定された。
4. 昭和33年に学校保健法が制定された。
5. 昭和47年保健体育審議会答申：「児童生徒等の健康の保持増進に関する施策について」にて養護教諭の役割が明示された。
6. 平成9年の保健体育審議会答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」において、養護教諭の新たな役割が明示された。
7. 平成20年に「中央教育審議会答申」「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」において養護教諭の役割が明示された。
8. 平成20年に学校保健法が学校保健安全法に改正された。

### ○) 保健室（第7条）

「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。」

### ○保健指導（第九条）

「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。」

### ○地域の医療機関等との連携（第十条）

「学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。」

### ○危険等発生時対処要領の作成（第二十九条）

「3 学校においては、事故等により児童生徒等に危険が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。」

9. 平成24年の文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 健康教育企画室健康教育調査官の原稿：これからの学校保健に求められている養護教諭の役割：「学校保健安全法と養護教諭」母子保健情報 第65号

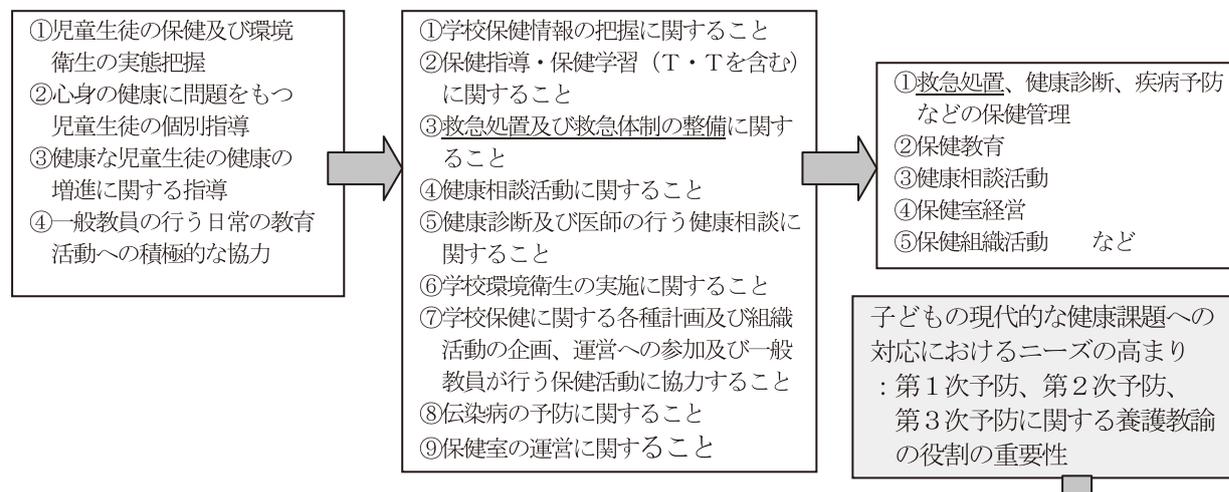
- (1) 学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でコーディネーターの役割
- (2) 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な健康相談、健康観察、保健指導の実施
- (3) 学校保健センター的役割を果たしている保健室経営の充実（課題解決型の保健室経営計画の作成）
- (4) いじめや児童虐待など児童生徒の心身の健康問題の早期発見、早期対応
- (5) 学級（ホームルーム）活動における保健指導をはじめ、ティーム・ティーチングや兼職発令による保健学習などへの積極的な授業参画と実施
- (6) 健康・安全に関わる危機管理への対応 救急処置、心のケア、アレルギー疾患、感染症等

10. 中教審答申等において示されている養護教諭の資質能力および役割の変遷

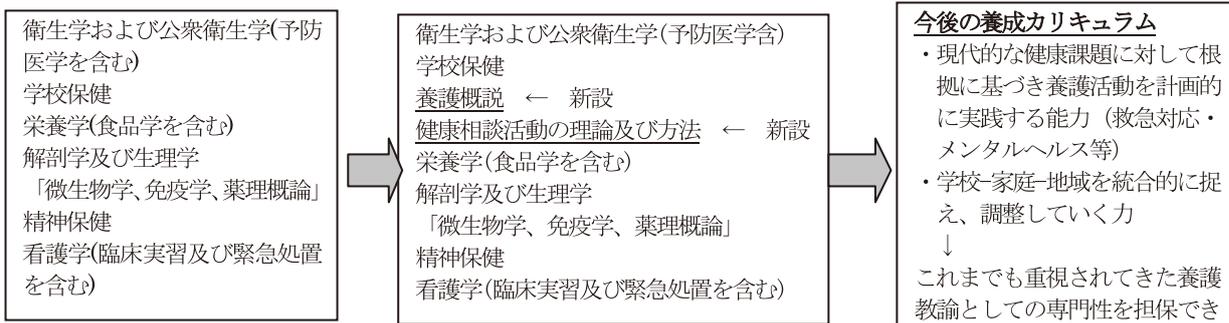
<p>昭和47年 保健体育審議会答申 『児童生徒の健康の保持増進に関する施策について』</p>	<p>平成9年 保健体育審議会答申 『生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について』</p>	<p>平成20年 中央教育審議会答申 『子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体として取組を進めるための方策について』</p>
<p>養護教諭は、専門的立場からすべての児童生徒の保健及び環境衛生の実態を的確に把握して、疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等心身の健康に問題を持つ児童生徒の個別の指導にあたり、また、健康な児童生徒についても健康の保持増進に関する指導に当たるとのみならず、一般教員の行う日常の教育活動にも積極的に協力する役割をもつものである。</p> <p>◇保健主事及び養護教諭は、学校において保健活動を推進する中心的職員であり、児童生徒の健康の保持増進が学校教育の大きな課題となっている今日、きわめて重要な役割を担うものである。</p>	<p>○新たな役割として心と体の両面に係わる「健康相談活動」の提言（心的な要因を念頭に置いて、心身の観察、問題の背景の分析解決のための支援、関係者との連携など心や体の両面への対応を行う）</p> <p>⇒健康診断、保健指導、救急処置などの従来の職務に加えて、健康に関する現代的課題に対応した健康の保持増進を実践できる資質の向上を図る必要がある</p> <p>①保健室を訪れた児童生徒に対して「心の健康問題と身体症状」観察の仕方、受け止め方、確かな判断力、対応力 ②健康に関する現代的課題の解決のための個人又は集団の情報の収集・健康課題を捉える力量・解決のための指導力 ③連携力、調整力 ④企画力、実行力</p>	<p>①学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でのコーディネーターの役割 ②学級担任等と連携した健康相談又は健康状態の日常的な観察（健康観察）による児童生徒等の心身の状況の把握 ③関係教職員と連携した児童生徒等や保護者に対する組織的な保健指導や助言等の充実 ④いじめや児童虐待などの心身の健康課題の早期発見、早期対応に果たす役割 ⑤子どものメンタルヘルス、アレルギーなど現代的な健康課題への対応 ⑥学級活動における保健指導をはじめ、ティームティーチングや兼職発令による体育科、保健体育科の保健学習への参画など保健教育に果たす役割 ⑦学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室経営の充実（保健室経営計画の作成）等</p>

答申で明示されている養護教諭の役割

答申で明示されている職務内容



養成カリキュラム



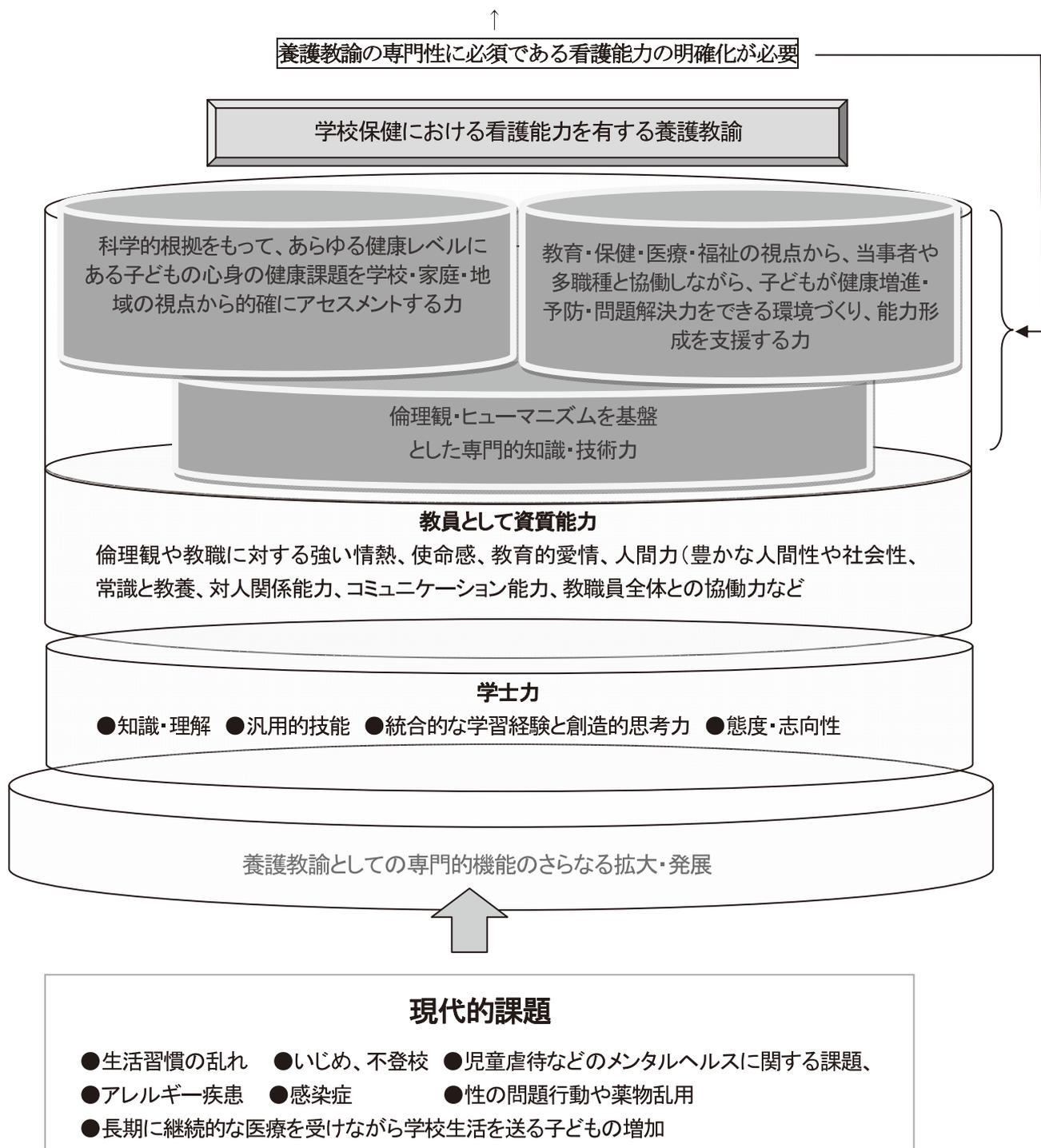
### Ⅲ 養護教諭に求められる実践力

#### ○教員共通に求められる実践力：

倫理観や教職に対する強い情熱、使命感、教育的愛情、そして人間力（豊かな人間性や社会性、常識と教養、対人関係能力、コミュニケーション能力、教職員全体との協働力など）などいつの時代にも求められる教員としての資質能力がある。

#### ○養護教諭の専門性に関わる実践力

- ・倫理観・ヒューマニズムを基盤とした専門的知識・技術力
- ・科学的根拠をもって、あらゆる健康レベルにある子どもの健康課題を学校・家庭・地域の視点からの確にアセスメントする力
- ・教育・保健・医療・福祉の視点から、当事者や多職種と協働しながら、子どもが健康増進・予防・問題解決力をできる環境づくり、能力形成を支援する力



#### Ⅳ 養護教諭養成カリキュラムの現状と他団体の見解

養護教諭養成に関するカリキュラムについては、教育職員免許法により、教護教諭1種免許を取得するのに必要なカリキュラムがある(表1)。

一方、日本教育大学協会全国養護部門研究委員会は、より教育内容に踏み込んだモデル・コア・カリキュラムを公表している(表2)。また、日本養護教諭養成大学協議会のカリキュラム検討委員会は教育内容の充実を図る必要があるということで、教育職員免許法の規定のうち、養護に関する科目の充実を検討した(表3)。さらに、同会では、教育職員免許法による養護に関する科目に、新たに「養護実践論」2単位、「健康教育学(保健指導を含む)」2単位を加えると共に、「養護概説」を「養護学概論」に名称変更することを提案した(表4)。これらの4つが看護能力を持った養護教諭の養成教育を検討する際に参考となるものといえる。

表1 教育職員免許法による養護教諭1種免許取得に必要な教育(現状)

第一欄	教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	必要単位	養護に関する科目	必要単位
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	4
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)		学校保健	2
		進路選択に資する各種の機会の提供等		養護概説	2
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	健康相談活動の理論及び方法	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		栄養学(食品学を含む。)	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		解剖学及び生理学	2
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	4	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2
		道徳の指導法		精神保健	2
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)		10	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法		4	養護又は教職に関する科目
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		合計	35		
第五欄	養護実習		5		
第六欄	教職実践演習		2		
合計			21		

表2 養護教諭養成「モデル・コア・カリキュラム(2010年版)」各領域の平均授業時間(必修科目)と大項目(文献1・2)よりデータを引用して作成)

<p><b>A 教育職員としての養護教諭の基本原則(56.0時間)</b></p> <p>(1)養護の成立基盤と養護教諭の基本的責務</p> <p>(2)学校教育と養護</p> <p>(3)学校保健の理解</p> <p>(4)学校安全の理解</p> <p><b>B 発達過程にある子ども理解(209.5時間)</b></p> <p>(1)人間のライフステージと発達過程</p> <p>(2)からだの仕組みと発達過程</p> <p>(3)発達過程における各期の発達の特徴と病的変化 および病態の特徴・治療法</p> <p>(4)特別な支援を必要とする子どもとその発達過程</p> <p><b>C 発達観・健康観の育成と養護実践を進める方法(111.6時間)</b></p> <p>(1)発達観・健康観の育成と支援の理解</p> <p>(2)子どもの発達と健康にかかわる生活の理解</p> <p>(3)子どもの発達と健康にかかわる環境の理解</p> <p>(4)発達と健康の評価法の理解</p> <p>(5)養護実践を支える社会資源の理解</p>	<p><b>D 養護実践の内容と方法(154.6時間)</b></p> <p>(1)養護実践における養護教諭の活動過程</p> <p>(2)養護実践の方法(健康実態・健康課題の把握)</p> <p>(3)養護実践の方法(支援の方法)</p> <p>(4)養護実践の方法(学校環境づくり)</p> <p>(5)保健室の経営</p> <p>(6)養護実践の研究</p> <p><b>E 臨地における実地研究(2.2時間)</b></p> <p>(1)子どもの理解とかかわり</p> <p>(2)学校教育の理解と参加</p> <p>(3)養護実践の方法の理解と実地体験</p> <p>(4)臨地実習における研究</p>
---	--

表3 教育職員免許法「養護に関する科目」改定案（2012年度版）（文献3より引用）

養護に関する科目		一種免許状 必要単位の めやす	各科目に含めることが必要な事項	
第一欄	養護の基礎理論	養護学	2	養護教諭の歴史と制度、養護教諭の専門性と機能 養護の理念
		学校保健(学校安全を含む。)	2	学校保健の理論と学校保健活動 学校安全の理論と学校安全活動、リスクマネジメント
		人体の構造と機能および発達	6	人体の構造と機能、健康と発達
		健康を支える生活・環境と社会資源	6	学校環境とくすり、微生物と感染予防 公衆衛生学・衛生学(予防医学を含む) 保健・医療・福祉の関連機関(機関実習を含む) 健康と食生活
第二欄	養護実践の内容と方法	新 保健室経営・組織活動	2	保健室経営(組織活動を含む)
		新 健康教育	2	健康教育(保健指導を含む)
		健康相談・健康相談活動	2	健康相談・健康相談活動
		学校保健管理(学校救急処置, 小児保健, 精神保健を含む。)	6	学校救急処置 小児保健(内科・皮膚科, 感覚器, 外科・運動器の疾患理解とケア), 歯科保健 精神保健 健康観察・健康診断・養護診断
養護に関する科目 計		28		

**表1 「養護に関する科目」提案**

養護に関する科目(提案)	養護に関する科目(現行)
養護学概論 2単位 ← 名称変更	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む) 4
養護実践論 2単位 ← 新設	学校保健 2
	養護概説 2
	健康相談活動の理論及び方法 2
	栄養学(食品学を含む) 2
	解剖学及び生理学 2
	「微生物学, 免疫学, 薬理概論」 2
	精神保健 2
	養護学(臨床実習及び救急処置を含む) 10
健康教育学(保健指導を含む) 2単位	
	26単位

図1 教育職員免許法「養護に関する科目」改定案（2014年度版）（文献4より引用）

【文献】

- 1) 日本教育大学協会全国養護部門研究委員会：養護教諭の資質向上を目指したモデル・コア・カリキュラムの提案, 2004.
- 2) 日本教育大学協会全国養護部門研究委員会：養護教諭養成におけるカリキュラム改革の提言(2)ーモデル・コア・カリキュラム(中項目)からとらえた「養護に関する科目」の開講時間数について, p.49-54, 2012.
- 3) 日本養護教諭養成大学協議会：日本養護教諭養成大学協議会事業活動報告書(2011年度), p.77-83, 2012.
- 4) 日本養護教諭養成大学協議会 ニュースレター, Vol.25, 2015

## 資料2) 収集・分析した事例の概要及び、看護能力を持った養護教諭のコアコンピテンス案の検討

学校で起こっている子どもたちの現代的な健康課題に対して、看護能力を持った養護教諭の対応となる13事例を取り上げ、ケアを構成すると考えられる看護能力を抽出した。また、できるだけ多様な事例を抽出するよう心掛けた。

表4. 「看護能力を生かした養護教諭の適切な対応」の検討事例の概要

番号	提出大学	対象	事例のテーマ
1	A	小学校1年	ウィルムス腫瘍による末期小児癌を持ち入学した児と保護者を権利擁護を行いつつケアした事例
2	A	中学校2年	生徒のプロレスごっこにより発症した腎損傷を予測し、適切な対応を取った事例
3	A	小学校1年	二分脊椎を持った小学生の自己導尿に対する支援とケア環境調整に関する事例
4	A	中学校	性感染症の複数発生から地元大学と協力してピアエデュケーションによる性教育を展開し、予防成果を出した事例
5	A	中学校2年	中学校のサッカー一部の練習試合で起きた眼窩底骨折を予測し、早い回復が得られた事例
6	B	小学校5年	不登校児童の身体発育と生活を捉えたアプローチで学校適応を促進した事例
7	B	小学校5年	喘息発作時の正しい対処方法の習得により喘息発作が改善し、学力が向上した事例
8	B	小学校5年	「いじめ」の疑いをもたれた児童について「てんかん(複雑部分発作)」が起因していることを発見し、対応できた事例
9	B	小学校2年	保健室「対応から児へのネグレクトを疑い、生命の危機に介入した事例
10	B	小学校4年	肥満度76%の4年生男児の生活習慣病を改善した事例
11	C	高校1年生	日常生活におけるセルフケア不足がある生徒に対して発達段階をふまえながら、日常生活、セルフケアの強化を図った事例
12	C	小学校5年	生活リズムの乱れがあり、高血圧が指摘された児童に対して、家族と協働しながら継続的に児の日常生活への支援をした事例
13	C	小学校2年生	1型糖尿病のある子どもと家族との援助関係を形成しながら低血糖症状の管理を担当や主治医との連携のもとで継続的に行った事例

網掛けの事例は詳細を掲載した

抽出されたケアを構成すると考えられる看護能力を、「看護系大学におけるモデル・コア・カリキュラム導入に関する調査研究 報告書」(平成 22 年)の「学士課程においてコアとなる看護実践能力を基盤とする教育」の看護実践能力モデル・コア・カリキュラムの能力項目(I～V)と比較検討した(表 5)。

「13) 終末期にある看護の人々を援助する能力」「18) 社会の動向を踏まえて看護を創造するための基礎となる能力」「19) 生涯にわたり継続して専門的能力を向上させる能力」の 4 項目は該当するものが今回の事例から抽出されなかったが、それ以外の項目は事例から抽出された看護能力が該当した。

「13) 終末期にある看護の人々を援助する能力」は、終末期では学校に投稿することが難しいこと、学校現場では養護教諭は医療行為を行わないため、該当するものがなかったと思われる。

「18) 社会の動向を踏まえて看護を創造するための基礎となる能力」については、該当するような事例がないかどうかを再度検討してみる必要がある。

「19) 生涯にわたり継続して専門的能力を向上させる能力」については、養護教諭は専門職であり、当然のことながら専門的能力の向上は求められる。今回が看護能力の特徴を抽出しようと考えたため、直接的ケアを必要とする事例が多かったことが、19 の該当項目が抽出されなかった理由と考えられる。

以上のことより、看護能力を持つ養護教諭のコアコンピテンスは「学士課程においてコアとなる看護実践能力を基盤とする教育」の看護実践能力の枠組みを使って検討することが可能といえる。

平成 27 年度は、教育職員免許法の規定並びに他団体のカリキュラム案を参考に、「学士課程においてコアとなる看護実践能力を基盤とする教育」の看護実践能力モデル・コア・カリキュラムを再検討しつつ、看護能力を持つ養護教諭のコアコンピテンスに基づいたカリキュラムを検討したい。

表5 「学士課程においてコアとなる看護実践能力を基盤とする教育」の看護実践能力と事例から抽出した「ケアを構成すると考えられる看護能力」の比較

I ヒューマンケアの基本に関する実践能力		ケアを構成すると考えられる看護能力			
1) 看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護する能力	児と母親の権利擁護	子どもの身体状態を観察して優先順位を判断する力	自己実現の援助	対象の尊厳と権利・プライバシーを守る	
2) 実施する看護について説明し同意を得る能力	対象が意思決定できるよう支援する	対象が健康課題に、主体的に取り組めるよう支援する			
3) 援助的関係を形成する能力	支援システムを構築するために、教職員や関係機関と協議・交渉する	教職員・関係機関とコミュニケーションをとりながら、信頼関係を築く	家族へ病気の理解と家族の役割を指導	学内外の機関や職種間でのコーディネーション能力	
II 根拠に基づき看護を計画的に実践する能力		ケアを構成すると考えられる看護能力			
4) 根拠に基づいた看護を提供する能力	子どもの身体状態を観察して優先順位を判断する力	社会資源を有効に活用した情報収集能力	解剖整理学の知識をいかした食指導	全身運動で血液循環、新陳代謝を高める	
5) 計画的に看護を実践する能力	対象に対する健康教育の計画、実施、評価をする	対象の支援を受容、アセスメント、計画立案、支援、評価の一連の流れで行う			
6) 健康レベルを成長発達に応じて査定(Assessment)する能力	本人の得意な活動と一緒に自己肯定感を高める支援。	本人の意欲や達成感を尊重して支える力	発達段階に応じて病気をコントロールできる能力を育てる指導	発達年齢に応じた身体の発育を促すアプローチ	
7) 個人と家族の生活を査定(Assessment)する能力	喘息の知識、薬の知識について本人と母親から状況把握	健康情報を収集して、内服管理が上手くない家庭環境、保護者の生活力を総合的アセスメントして支援方針を立てる力	家庭環境および家族関係について、アセスメントする		
8) 地域の特性と健康課題を査定(Assessment)する能力	活用できる社会資源、協働できる機関・人材について、情報提供する保護者を通して子どもへの働きかけをする	校区の社会・文化的側面を考慮する	集団の健康情報のアセスメントとリスクを持った児童の保健管理を判断する能力		
9) 看護援助技術を適切に実施する能力	子ども支援と、保護者支援を関連させて計画を立案する	対象が、組織や自分の健康課題に、主体的に参画できるよう機会と、場、方法を提供する	対象の状態に応じた、的確な支援方法を活用できる。		
III 特定の健康課題に対応する実践能力		ケアを構成すると考えられる看護能力			
10) 健康の保持増進と疾病を予防する能力	健康課題を持ちながら、それを認識していない子どもを見いだす。	適切な保健指導	対象が、健康課題に、主体的に取り組んでいるかどうかをアセスメントする	事故・感染症の予防策を講じる	
11) 急激な健康破綻と回復過程にある看護の人々を援助する能力	緊急時の冷静な判断と行動する力	救急時のリーダーとしての役割。教職員間で連携して救急対応できるように全体の動きを見て適切に指示する。	症状判断能力（臨床推論能力）		
12) 慢性疾患及び慢性的な健康課題を有する看護の人々を援助する能力	対象が、健康課題に、主体的に取り組んでいるかどうかをアセスメントする	一時点だけでなく（観察や資料などによる）経時的な客観的・主観的データを収集し分析してアセスメントする	医療的ケアの意義とリスクの理解	家族全員で生活習慣の改善をはかるように家族の習慣や生活に合わせた指導する力。	
13) 終末期にある看護の人々を援助する能力					
IV ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力		事例から得られた要素			
14) 保健医療福祉における看護活動と看護ケアの質を改善する能力	協働する支援者の支援能力を向上させる				
15) 地域ケアの構築と看護機能の充実を図る能力	健康課題に応じて、校内組織・校外組織を効果的に運用する	支援目的に応じて、社会資源を活用する			
16) 安全なケア環境を提供する能力	自己導尿で感染防止のための環境を整える	虐待の疑いがある子どもを意識して、安全に情報収集する			
17) 保健医療福祉における協働と連携をする能力	関係者が連携して取り組めるようにコーディネートする	医療従事者を適切に活用する知識と技術。	関係機関と連携して活動できる知識と技術。	対策の実施に向けて、教職員や関係機関と協働し、活動内容と人材の調整を（配置・確保等）提案する	
18) 社会の動向を踏まえて看護を創造するための基礎となる能力					
V 専門職者として研鑽し続ける基本能力		ケアを構成すると考えられる看護能力			
19) 生涯にわたり継続して専門的能力を向上させる能力					
20) 看護専門職としての価値と専門性を発展させる能力	実践に求められる技術に関して、自己研鑽をし、高い実践能力をめざす				

看護能力を生かした養護教諭の適切な対応事例	
事例提出大学：( A5 )	
テーマ：事例の特徴を表すタイトル	中学校のサッカー部の練習試合で起きた眼窩底骨折を予測し、早い回復が得られた事例
事例の概要	看護能力
<p>発生状況：夏休みに、自校のグラウンドで近隣の学校と練習試合をしていた。試合で自校の2年生男子の顔に相手校の生徒の膝が強くあたり、鼻血が出た。なかなか止まらないため、下級生に付き添われて、保健室にやってきた。学校では、<u>運動部系の練習試合があるときには、養護教諭にも事前に連絡が入ることとなっていた。</u></p> <p>対応：養護教諭が本人に詳しく状況を聞くと、相手がボールをけろうとした時に、自校の生徒がスライディングでボールを取りに行ったため、右目付近に相手の左ひざが当たったということであった。<u>鼻の変形はなく、鼻血は冷罨法と圧迫止血で20分後には止血できた。</u>止血後、生徒は練習試合の応援に行くといったが、<u>顔面の打撲であるため、止血後にしばらく保健室に休ませ、顔全体の状況を見ると、右目下あたりが主張していた。</u>顔面の痛みは訴えていたが、本人はそれほど強い痛みではないという。意識は正常であった。また、吐き気、頭痛等の訴えはなかった。眼球を見ると左目より右目の眼球がやや下にあるように見えたため、本人に見え方を確認すると「物が二重に見えるような気がする」と複視があることがわかった。養護教諭は眼窩底骨折の疑いがあると考えて、<u>副校長と相談し、保護者連絡を行い、学校から救急車で総合病院に移送した。</u></p> <p>経過：病院でCTにより眼窩底骨折の診断があり、手術を行った。発見・対応が早かったため、障害も残らず、視力低下も認められなかった。<u>サッカー部の顧問に依頼し、生徒と共に事故防止について対策を検討してもらった。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練習試合があることを養護教諭が知るシステムを作っている(事故対応システムの形成)</li> <li>・的確な救急処置</li> <li>・インフォームドコンセント</li> <li>・観察能力、フィジカルアセスメント能力</li> <li>・症状判断能力(臨床推論能力)</li> <li>・的確な判断力(根拠に基づいた判断)</li> <li>・学内での情報共有</li> <li>・再発予防に向けた対策(再発予防対応への能力)</li> </ul>
看護能力と事例の特徴等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔面の打撲、特に目の付近の強い衝撃では、比較的弱い眼窩周辺の骨折、眼球の障害ができることを養護教諭は知識として知っていたこと。</li> <li>・激しい鼻出血にも動じることなく落ち着いて対応し、鼻血が止まった後に、詳細な聞き取と観察を行っていること。</li> <li>・本人にも状況を説明し、安静を確保していること。</li> </ul>	

看護能力を生かした養護教諭の適切な対応	
事例提出大学：( B3 )	
テーマ：事例の特徴を表すタイトル	「いじめ」の疑いをもたれた児童について「てんかん（複雑部分発作）」が起因していることを発見し、対応できた事例
事例の概要	看護能力
<p>小学校5年女子。養護教諭は、児童が休み明けに左下肢を怪我してくることが多く観察していた。「自転車で転んだ、つまずいて怪我した」という。<u>学校でも体育館や校庭へ移動する時に一瞬動きが止まることがあった。</u>この時のことは覚えていないという。怪我の状況を担任やクラスの子どもたちに確認すると、児童が突然止まるので後ろに並んでいる児童がぶつかり、その勢いで転ぶことがわかった。</p> <p>保護者は、児童が学校へ行きたくないという日があると、担任へ「クラスの子どもがわざと転ばせていやがらせをしているのではないか。いじめではないかと」と苦情を伝えてきた。そのことで担任と保護者は何回も話し合っていた。養護教諭と担任と保護者とで話し合いを持った。そこでわかったことは、<u>2年前に自転車で転倒して救急車で病院を受診した。</u><u>脳波検査で異常があり内服薬を処方されていた。</u><u>現在も処方されているものの、薬を飲んだり飲まなかったりしているという。</u>家庭では家族4人が同じ部屋で寝ている。児童は、夜中に頭痛が強くなると、寝ている親の足元を飛び越えて、台所へ行き薬を飲んでいて。暗い部屋の移動で薬を落とすこともあったという。2年生の時の担任は、体育の授業で左下肢に怪我が多かったという。児童は、5年生になってから強い頭痛を訴えて保健室で休養することが増えてきた。養護教諭はバイタルサイン、主訴、怪我の状態を記録して、保護者へ説明をして医療機関受診を勧めた。</p> <p><u>保健所へ連絡して乳児健康診断を担当する小児科医を紹介してもらい、児童と母親へ担任と養護教諭が同行して学校</u><u>の状況を報告して相談した。</u></p> <p>診察の結果、てんかん（複雑部分発作）と診断された。医師と相談して、学校では発作があった時には休養させ保護者に来校してもらった。意識消失した時の全身が脱力した状態や大腿部の大きな不随運動や小刻みな震えなどの身体症状を観てもらい、病気を理解できるように支援した。卒業する時は、児童と保護者は将来の就労を考えて、主体的に特別支援学校への進学を選択した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・器質的疾患を疑って観察する能力</li> <li>・保護者の不安を訊いて信頼関係を築く能力</li> <li>・校内支援体制システムを作っている。</li> <li>・健康情報を収集能力</li> <li>・家庭環境・家族関係総合的アセスメント能力</li> <li>・支援方針を立て実践する能力</li> <li>・フィジカルアセスメント能力</li> <li>・説明し同意を得る能力</li> <li>・医療機関の情報や専門医を活用し多職種と連携協働する能力</li> <li>・社会資源を有効に活用した情報収集能力</li> <li>・慢性的な健康課題を有す看護能力</li> <li>・家族を支援する能力</li> <li>・学習する場の選択を尊重する能力</li> </ul>

看護能力と事例の特徴等
1. 器質的な疾患を疑って情報収集できるところ、学校生活で健康状態の観察、行動観察を行い総合的にアセスメントできること。 2. 保健、医療、福祉等関係機関と連携協働した支援を実践していること。 3. 個人と家族の生活をアセスメントして、家庭の状況に合った支援計画的を実践しているところ。 4. 慢性疾患を有する児童の将来を見通した進路選択を支援できているところ。

看護能力を生かした養護教諭の適切な対応事例	
事例提出大学：( C3 )	
テーマ：事例の特徴を表すタイトル	担任や主治医との連携のもとで I 型糖尿病のある子どものセルフケアを促し、病気管理を含めた学校生活管理を継続的行った事例
事例の概要	看護能力
<p>A 子（7 歳女子）は小学校入学前より I 型糖尿病があると保護者から報告を受けていた。入学式の日 A 子と保護者に面接を行った。インスリン注射や血糖自己測定の実施状況を確認し、学校での支援について相談した。また病気管理や受診状況だけでなく、病気についての A 子・保護者の捉えや学校へのニーズについても聞き取った。また小学校 I 年生の発達段階をふまえて疾病管理についてのどの程度のセルフケア力を有しているか把握するよう努めた。</p> <p>その後、A 子のもつセルフケア力を尊重しながら、高めていくことができるような学校が行支援について主治医と保護者、管理職、学級担任をも含めて話をした。「生活管理指導表」や「糖尿病患児の治療・緊急連絡法等の連絡表」を活用しながら、生活管理を行なうようにした。また必要時には、A 子・保護者の同意のもとに、主治医と連絡を取り、支援内容についての助言を得た。病院受診後にも状態の変化を担当と共に保護者と共有するなど、情報共有を心がけた。HbA1c は、6.8%程度で、安定を保つことができている。</p> <p>保護者との日々の連携は、担任が連絡帳を通して行っていたが、病気や治療に関する事で担任がわからないことについては養護教諭が専門的知識の提供を行い、A 子や他児への対応方法について助言するようにしていた。全教員に I 型糖尿病の理解を促すために I 型糖尿病の小児科医師を講師に招き講演会を企画するなど、学校全体での取組体制を強化するようにした。低血糖など緊急時の対応についてもマニュアルを作成し、即座に対応できる体制を整えた。A 子の病状の変化、病気管理についてのセルフケア力を日々観察しながら、それに応じて対応するようにしてい</p>	<p>児童と保護者の病気の捉えやニーズなど病気体験の理解する力</p> <p>児童の全体像を捉え、保護者や主治医、他の教職員と協働しながら今後の支援の方向性を見極めていく力</p> <p>発達段階をふまえたセルフケア力をアセスメントする力</p> <p>児童の病気管理に参画するという子どもの有する権利を最大限に保証していくように支援していく力</p> <p>病気管理を含めた生活管理において児童、保護者、主治医、他の教職員のコーディネート役割をとりながら的確な生活管理指導を行っていく力</p> <p>主治医等からのサポートを得ながら児童の病気管理を支援していくための専門性を発展させる力</p> <p>児童のセルフケア能力をアセスメントし、支える力</p> <p>低血糖への対応について、客観的・主観的データに基づき症状の変化を予測する力</p>

<p>た。また低血糖の前駆症状の観察の視点についても事前に主治医、保護者、学級担任等と共有した。</p> <p>A ちゃんの「特別扱いされたくない思い」があったため、保健室に来た時に、病院やキャンプの話の聞いたりするなど必要以上のかかわりは行わず、子どもの様子を担任から聞いたり、日々の様子を観察するなどから状態把握を行った。血糖自己測定器を学校に持参していなかったため、A 子の体調不良時には、本人への問診やバイタルサインの測定をするなどして、補食を勧めた。また担任など他の教職員に対しては、その都度、病気や A ちゃんへの対応などについての疑問に答えたりするようにしていた。</p> <p>本人の意思を尊重しながら、支援することができ、血糖コントロールが悪化することなく小学校生活を送ることができていた。また I 型糖尿病についての専門的知識を有し、看護学生時代の主治医や保護者、担任等ともコミュニケーションをとりながら支援を継続したことで、信頼関係を築きながら援助を行えたのではないかとと言える。</p>	<p>子どものニーズを尊重しながら、担任と連携した症状出現を早期発見する力</p> <p>児童を取り巻く校内・校外の関係部署・機関の間にネットワークを構築する力</p>
<p>看護能力と事例の特徴等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護教諭は看護学で学んだ糖尿病の病気やケアについての知識を有していたこと、看護学生として糖尿病サマーキャンプに参加した経験から、入学時の児と保護者の面談において、疾患や病気管理についての話もスムーズになされた。同時に、A 子、保護者の病気の捉えやニーズなど病気体験についても含めて聴くことができ、今後の支援につながる全体像の把握を行うことができた。</li> <li>・ 低血糖への対応について、客観的・主観的データに基づき症状の変化を予測することができ、子どものニーズ（特別扱いされたくない）を配慮しながら、担任と連携しながら症状出現の早期発見につとめ、A 子を見守りながら支援することができていた。主治医との関係も形成できており、必要時には助言を得るなど、連携した関わりができていた。</li> <li>・ 入学時より子どもの発達段階をふまえたセルフケア力に注目し、子ども自ら病気管理に参画するという子どもの有する権利を最大限に保証していくように努めた。</li> <li>・ I 型糖尿病における病状の変化を予測することができることで、病気対応への準備性を他の教職員とともに共有してもつことができていた。また I 型糖尿病とともにある生活を A 子自身がどのように取り組んでいくことできるかについて、子どもの権利を保証することを基盤としながら、A 子が自己決定しながら、主体的に学校生活においても病気管理に参画していくことができるように支援するようしていた。</li> <li>・ “病気に関する情報” “保護者の病気の捉え、思い” “本人の性格、本人の病気への捉えや姿勢、思い” “主治医の方針” をそれぞれに視点から捉え、統合しふまえたうえで養護教諭に求められる対応について考えていた。また、子どもの病状管理に影響する要因を把握することで、子どものおかれている状況や様子のアセスメント、関わりに活かすことができた。</li> </ul>	

# 平成 26 年度事業活動概略



平成 26 年度日本看護系大学協議会活動内容

	事業活動名	代表・分掌者	内 容
常 設 委 員 会	高等教育行政対策委員会	上泉 和子	<p>1. 看護の高等教育に係る社会情勢の動きを迅速に捉え、見解等を議論し、随時その結果を会員に情報提供した。</p> <p>2. Academic Administration に関する課題については、今年度十分な検討ができなかった。</p> <p>3. 平成 26 年度文部科学書による「大学における医療人養成推進等委託事業 看護系大学の教育の質保証に係る調査研究事業」について、(1)看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究、(2)教育体制充実のための看護系大学院における教育者養成に関する調査研究、を実施し、報告した。</p>
	看護学質向上委員会	村嶋 幸代	<p>「看護基礎教育における”地域”の視点育成に係る現状と課題」事業として、平成 26 年度は、「看護系大学における地域包括ケア教育強化に向けた取り組み」の Good Practice について、全 6 大学にヒアリング調査を実施した。</p> <p>学部で看護師のみもしくは保健師選択制を取っている教育課程で、地域包括ケアを担う看護学生を社会に送り出すために、地域の視点を育成する工夫などについてまとめ、報告した。</p>
	看護学教育評価検討委員会	北川 真理子	<p>1. 「日本看護学教育認証評価機構（仮称）」設置準備 専門分野別評価における他分野の動向等に関する情報収集を実施するとともに、機構設置にむけて組織、審査体制、評価者育成研修計画等について検討し、案を作成した。</p> <p>2. 評価基準案作成 評価基準案の継続検討、特に機関別評価と分野別評価のすみ分けを図るために昨年度の評価基準案の評価項目および具体例、提出資料等の見直し、修正を行った。</p>
	高度実践看護師教育課程認定委員会	山口 桂子 中村 伸枝	<p>1. 専門看護師教育課程の審査及び認定を行い、申請大学院、日本看護協会、文部科学省、厚生労働省、各都道府県保健福祉部医療政策課へ認定結果を通知した。</p> <p>2. 放射線看護分野の教育課程の特定審査を行った。</p> <p>3. 専門看護師教育課程認定に関する申請希望大学院への情報発信および相談業務を実施した。</p> <p>4. 平成 27 年度版高度実践看護師教育課程基準・審査要項を作成した</p> <p>5. H27 年度ナースプラクティショナー 46 単位教育課程の審査の開始に向けて、高度実践看護師制度推進委員会の審議を受け、高度実践看護師教育課程認定規程等の準備・作成に協力した。</p>

平成 26 年度日本看護系大学協議会活動内容(続き)

	事業活動名	代表・分掌者	内 容
常設委員会	広報・出版委員会	荒木田美香子	「大学で看護を学ぼう！」キャンペーンを引き継ぎ活動した。 1. 高校生と教員を主たるターゲットに設定し、キャンペーンを行う際のツールとして 3 本の動画を企画・作成し、YouTube にアップした。 2. 本会のホームページの「看護職を目指す方へ」のリンクを貼り、会員校の情報にアクセスできるように改善した。 3. 会員校には Facebook 委員を置く制度を検討した。 4. 本会を紹介するリーフレットを作成し、新聞社等の情報機関への本会の周知を行うこととした。
	国際交流推進委員会	鈴木 志津枝	1. 第 18 回 EAFONS との連携活動 第 18 回 EAFONS (開催大学：台湾大学) に関する情報発信 第 18 回 EAFONS の Plenary Session へのスピーカーの推薦 Executive Committee Meeting への出席 2. 第 19 回 EAFONS 開催に向けての支援活動 日本開催に向けて、開催大学の募集を行い、千葉大学に決定した。千葉大学に設置された第 19 回 EAFONS 開催委員会と連携し、国内外への広報活動や EAFONS との連絡調整を行った。
	データベース委員会	川口 孝泰	実態調査から 6 年目を向かえ、昨年度は実施開始から 5 年間の年次推移データをまとめた。5 年間の調査の反省を踏まえ、さらに信頼性の高いデータが得られるように、調査方法のマイナーチェンジを行い 6 年目の調査データをまとめ・評価した。
	災害支援対策委員会	佐伯 由香	防災訓練実施に向けた研修会として「看護系大学における防災マニュアルの実用化に向けてー防災訓練の実際を知るー」(講師：川口淳先生)を開催し、会員校の災害対策の取り組み状況と課題について把握した。
臨時委員会	高度実践看護師制度推進委員会	高見沢恵美子	1. 高度実践看護師制度移行に関する活動として下記を行った。 1) 認定規程、細則、委員会規程、教育課程基準の修正案作成 2) プライマリケア看護ナースプラクティショナー教育課程基準(案)・審査基準(案)作成 3) 6 回の委員会開催 2. 会員校へアンケート調査・情報開示 1) 高度実践看護師制度の課題や問題点等のアンケート調査(平成 26 年 8 月)を実施し、Q&A 作成とホームページでの情報開示。 2) 臨時総会で高度実践看護師制度案についての説明の実施・情報開示 3) 高度実践看護師教育課程説明会において、プライマリケア看護ナースプラクティショナーの説明 (平成 27 年 3 月 29 日)

平成 26 年度日本看護系大学協議会活動内容(続き)

	事業活動名	代表・分掌者	内 容
臨時委員会	養護教諭養成教育 検討委員会	荒木田美香子	<p>養護教諭一種養成課程を有する大学 121 大学のうち、看護系大学が 75 校（平成 25 年現在）となっており、日本看護系大学協議会において、養護教諭の養成のあり方を早急に検討することとなった。平成 26 年度は下記の 2 点を検討した。</p> <p>1) 養護教諭の看護系能力として必要なものを明示している資料、文献を収集する。例えば、「こういうニーズが増え、こういう対応が必要になった」というような事例を明示する。</p> <p>2) 平成 26 年度は、現代の子どもの心身の健康課題に対応する養護教諭活動 13 事例から、養護教諭役割を検討した。さらに養護教諭のコアコンピテンスについて検討を行った。</p>

※平成 6 年度～平成 25 年度までの活動内容については本協議会のホームページ参照。  
<http://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2013/12/H21-25Activities.pdf>



定 款

定款施行細則

役員選出規程

災害看護支援事業規程

災害看護支援事業資金取扱規程



# 一般社団法人日本看護系大学協議会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本看護系大学協議会と称する。英文では、**Japan Association of Nursing Programs in Universities** と表示し、略称は「JANPU」とする。

### (目的)

第2条 本法人は、看護学高等教育機関相互の連携と協力によって、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準の向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することを目的とする。

### (事業)

第3条 本法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 看護学教育に関する調査研究
- (2) 看護学教育の質保証・向上
- (3) 高度実践看護師教育課程の推進
- (4) 看護学教育に関する政策提言
- (5) 看護学の社会への啓発活動
- (6) 看護学関連諸団体並びに国内外の諸機関との相互連携及び協力
- (7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

### (主たる事務所の所在地)

第4条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

### (公告方法)

第5条 本法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 本法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する方法により行う。

### (機関)

第6条 本法人は、機関として社員総会、理事、監事及び理事会を置く。

## 第2章 社員

### (社員の資格)

第7条 本法人の目的に賛同し理事会で入会を認められた看護系大学（以下「会員校」という）の看護系学部・学科・専攻に所属し、各会員校から代表として推薦された看護学教育研究者1名を社員とする。

看護系大学とは、保健師、助産師、看護師の国家試験受験資格を取得させ得る4年制大学及び省庁大学校をいう。

### (入社)

第8条 本法人の社員となるには、理事会の承認を得なければならない。

### (会費)

第9条 本法人の会費は、社員が所属する会員校が負担するものとする。

2 会費の金額については、社員総会の議決により別に定める。

3 納入された会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

### (社員名簿)

第10条 本法人は、社員名簿を作成し、本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 本法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所にあてて行うものとする。

### (退社)

第11条 社員は、次に掲げる事由に該当する場合は退社するものとする。

(1) 社員からの退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1ヵ月前に退社届を提出するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(2) 社員の資格を喪失した時

(3) 除名

2 前項第3号の社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

## 第3章 社員総会

### (社員総会の決議事項)

第12条 社員総会は法令及び本定款に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の金額
- (2) 社員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分

(招集)

第13条 本法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から4ヵ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、開催日の1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、あらかじめ定めた代表理事がこれに当たる。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 やむを得ない理由で社員総会に出席できない社員は、その議決権を他の社員又は会員校の看護学教育研究者を代理人として、議決権を行使することができる。

ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名を選任して署名押印し10年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第20条 本法人の理事の員数は、10人以上15人以内とする。

(監事員数)

第21条 本法人の監事の員数は、2人以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第22条 本法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第23条 本法人に代表理事1人を置き、理事会の決議によって選定する。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。また、再任を妨げないが、再任は1回を限度とする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬その他の職務執行の対価として本法人から受取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 理事会

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びにその変更
- (4) 前各号に定めるもののほか、この法人業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、代表理事がこれを招集し、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第28条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第32条 代表理事は、毎事業年度に、4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、代表理事及び監事が、これに署名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 委員会等

(委員会)

第34条 本法人に、その事業の円滑な遂行を図るため、委員会等を設けることができる。

2 委員会等の設置及び運営に関する基本的事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第35条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置くものとする。

(剰余金)

第37条 本法人は、剰余金の配当は行わないものとする。

## 第8章 解散

(解散の事由)

第38条 本法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

(1) 社員総会の決議

(2) 合併(合併により本法人が消滅する場合)

(3) 破産手続開始の決定

(剰余財産の帰属)

第39条 本法人が解散した場合に残余財産がある場合には、社員総会の決議を経て、国または地方公共団体または公益社団法人に帰属させる。

## 第9章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第40条 本法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

(住所) ●●●●●●●●

(氏名) 中山 洋子

(住所) ●●●●●●●●

(氏名) 野嶋 佐由美

(住所) ●●●●●●●●

(氏名) 小泉 美佐子

(住所) ●●●●●●●●

(氏名) 高橋 眞理

(住所) ●●●●●●●●

(氏名) 田村 やよひ

(住所) ●●●●●●●●

(氏名) 片田 範子

(住所) ●●●●●●●●

(氏名) 正木 治恵

(住所) ●●●●●●●●

(氏名) リボウィッツ よし子

(住所) ●●●●●●●●

(氏名) 太田 喜久子

(住所) ●●●●●●●●

(氏名) 小島 操子

(住所) ●●●●●●●●

(氏名) 濱田 悦子

(設立時の役員)

第41条 本法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 中山 洋子

設立時理事 野嶋 佐由美

設立時理事 小泉 美佐子

設立時理事 高橋 眞理

設立時理事 田村 やよひ

設立時理事 片田 範子

設立時理事 正木 治恵  
設立時理事 リボウィッツ よし子  
設立時理事 太田 喜久子  
設立時監事 小島 操子  
設立時監事 濱田 悦子  
●●●●●●  
設立時代表理事 中山洋子

(最初の事業年度)

第42条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(最初の主たる事務所の所在場所)

第43条 最初の主たる事務所は、東京都千代田区内神田二丁目11番5号 大澤ビル6階に置く。

(細則)

第44条 この定款施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

(定款に定めのない事項)

第45条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

第46条 本法人設立日に旧会の名簿に登録されている会員校の代表は、本法人設立の効力発生をもって、定款第7条の定めに基づく本法人の社員とみなす。

附則 この規程は、平成22年6月25日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成24年6月18日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成25年7月1日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成27年2月16日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 定款施行細則

この施行細則は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）定款第44条に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

### （会費）

第1条 本会の会費は、定款第9条第2項にもとづき、1校につき年額150,000円とする。

2 会費の納入は、毎年5月末日までに本会に当該年度分を納入しなければならない。ただし新会員校の会費納入日はこの限りではない。

### （役員を選出）

第2条 理事・監事（以下、「役員」という）の選出は、役員選出規程にもとづいて行う。

### （役員の数）

第3条 選挙で選ぶ候補者は、理事は10名、監事は2名とする。

2 代表理事は、社員の中から3名以内で理事候補者を指名することができる。

### （役員の任期）

第4条 役員が任期中に会員校から代表として推薦された社員ではなくなった場合は、原則辞任するものし、役員選出選挙において次点の者から順に選任する。

2 前項にかかわらず、役員交代の事業年度に限り定時社員総会までは役員を継続することができる。

### （委員会の設置）

第5条 本会の円滑な遂行を図るため、定款第34条第2項にもとづき、本会に常設委員会と臨時委員会を置く。

### （常設委員会）

第6条 本会に次の常設委員会を置く。

- (1) 高等教育行政対策委員会
- (2) 看護学教育質向上委員会
- (3) 看護学教育評価検討委員会
- (4) 高度実践看護師教育課程認定委員会
- (5) 広報・出版委員会
- (6) 国際交流推進委員会

(7) データベース委員会

(8) 災害支援対策委員会

(臨時委員会)

第7条 臨時委員会の設置・配置等については、理事会で決定する。

2 臨時委員会の構成等は、原則として常設委員会に準ずる。

3 役員選挙を必要とする該当年次に選挙管理委員会を設置する。

(定款施行細則の改正)

第8条 定款施行細則の改正は、社員総会の決議により行う。

附則 この細則は、平成22年12月24日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年6月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成27年2月16日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 役員選出規程

この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）定款第22条及び定款施行細則第2条に基づき、理事・監事（以下、「役員」という）の選出に必要な事項を定める。

（選挙人）

第1条 選挙人は、役員選挙の告示までに認められた会員校の社員とする。

（被選挙人）

第2条 被選挙人は、役員選挙の告示までに会員校として認められた大学の社員で、当該年度までに2期続けて役員を務めた社員と2期続けて役員を輩出した会員校の社員以外とする。

（理事の選出）

第3条 理事の選出は、選挙人である社員1名につき、理事候補者5名の無記名投票とする。

（監事の選出）

第4条 監事の選出は、選挙人である社員1名につき、監事候補者1名の無記名投票とする。

（選挙の公示）

第5条 選挙管理委員会は、理事会で決定された選出すべき役員及び次点者の数を確認し、日程を定め社員へ告示する。

（選挙人及び被選挙人名簿）

第6条 選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人を確認し、選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成し、理事会の承認を得る。

（投票用紙と被選挙人名簿）

第7条 選挙管理委員会は、投票用紙と被選挙人名簿を、選挙人に郵送し、郵便による投票を行う。

- （1）郵送用封筒には、投票用紙入り封筒（内封筒）1枚と返送用封筒（外封筒）1枚が含まれる。
- （2）投票用紙入り封筒（内封筒）は無記名封印したものとする。
- （3）返信用封筒（外封筒）には選挙人住所・氏名欄を記載する。

（開票立会人）

第8条 開票は選挙管理委員会の管理下に行う。

- 2 開票の際には、立会人2名を置く。
- 3 立会人は、選挙管理委員会委員長が委員以外の社員から選出する。

(無効投票)

第9条 次の投票については、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの
- (2) 返信用封筒(外封筒)に記名のないもの
- (3) 返信用封筒(外封筒)の記名が選挙人でないもの
- (4) 被選挙権を有しない者に投票したもの
- (5) 定められた人数を超えて投票したもの
- (6) 投票期限を過ぎてから到着したもの
- (7) 記載あるいは表示されたものから判断不可能なもの
- (8) その他定款並びに本規程に反するもの

(選挙による役員候補者の決定)

第10条 役員候補者の決定は次の方法による。

- (1) 選挙において有効な投票数の多い順に理事及び監事を選出する。
- (2) 同数の有効投票を得た者については、抽選により決定する。
- (3) 理事、監事の両方に選出された者は、得票数の多いほうの役員候補者として選出し、理事、監事の両方に同数の得票を得た者は、理事候補者として選出する。
- (4) 選挙管理委員会は、投票の結果、理事及び監事候補者が決定したときは、選出された社員にその旨を通知し、その承諾を得る。
- (5) 選出された者が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げることとする。
- (6) 選挙管理委員会は、役員候補者名簿及び次点者名簿を作成し、開票結果とともに理事会に報告する。

(指名理事候補者の選出)

第11条 代表理事は、本協議会運営の円滑化を目的として、第10条の規定により選出された役員候補者とは別に社員の中から3名以内で理事候補を指名することができる。指名する理事候補者は理事会で承認を得る。

(役員選任案の作成と承認)

第12条 理事会は、第10条の規定により選出された役員候補者と第11条の規定により指名された理事候補者からなる役員選任案並びに次点者案を作成し社員総会に提出し、承認を得る。

(本規程の改正)

第13条 本規程の改正は、社員総会の決議により行う。

附則 この規程は、平成22年12月24日より施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 災害看護支援事業規程

### (目的)

第1条 一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）は、（広く）災害で被災した会員校に所属する学生と教員に対する支援、被災した人々を看護支援する教員や学生の活動に対して支援するための事業を行う。本規程は、この事業を推進するために本会が行う募金活動、支援金助成の基準や手続きについて定める。

### (事業の内容)

第2条 本会は、災害看護支援事業として次の活動を行う。

- (1) 会員校の被災した学生や教員への支援ならびに被災地の災害看護活動を支援する教員や学生のための募金。
- (2) 会員校の教員・学生が行う看護活動の支援および広報。
- (3) その他、理事会が認めた活動。

### (募金活動)

第3条 受け付けた募金は本規程に則り、災害看護支援金として取り扱う。

### (災害支援対策委員会)

第4条 第2条に掲げる事業を推進するために、本会に災害支援対策委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は別に理事会が定める規程により運営する。

### (支援金交付対象)

第5条 災害看護支援金は、本会の会員校に所属する教員と学生とする。

2 前項の定めに関わらず、理事会が認めた場合は、非会員も支援対象とする。

### (支援金申請)

第6条 支援金を受けようとするものは、理事会が定める期間までに、別に定める申請書と必要な書類を添付し、代表理事へ提出しなければならない。

### (審査)

第7条 代表理事は、前条の支援金申請があったときは、委員会に諮ったうえで、支援の可否等について決定し、申請者に「支援金内定通知書」を送付する。

2 支援対象事業は次の通りとする。

- (1) 被災地における直接・間接的看護活動
- (2) 被災地における情報収集活動、災害看護の調査・研究
- (3) 研究成果を活用した看護活動に有益な情報の発信および広報活動
- (4) その他、委員会が認めた活動

3 前項に掲げる事業であっても、次の各号に該当する活動は支援対象とはしない。

- (1) 国または地方公共団体が運営し、またその責任に属するとみなされる活動。
- (2) 設立開始後満1ヶ年を経過しない団体による活動。ただし、必要性が認められる場合はこの限りではない。
- (3) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らかでない団体による活動。
- (4) 看護活動であっても、政治、宗教、組合等の手段として行なう活動。
- (5) その名称の如何にかかわらず、営利のために行なっているとみなされる活動。
- (6) 支援による効果が期待できない活動。
- (7) 他の補助金をもって実施することが適当と認められる活動。

(支援額の決定)

第8条 被助成者への支援金額の決定は、「助成金決定通知書」にて通知するものとする。

(交付請求)

第9条 被助成者は、前条の通知を受け支援金を受けようとする時は、別に定める「支援金請求書」を代表理事あてに提出する。

(支援金の交付)

第10条 本会は、前条による支援金請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ支援金を送金する。

(事業完了報告)

第11条 被助成者は、事業完了後直ちに「事業完了報告書」に支出を証明する書類を添付して、本会に提出しなければならない。

2 本会は、必要があると認めるときは、被助成者に対して調査を行うことができる。

(助成金の経理)

第12条 被助成者は、支援金の使途経理について常時内容を明らかにしておかなければならない。また、本会が要求するときは必要な記録および諸帳簿を提示するものとし、監査を拒むことはできない。

(助成金の返金)

第13条 事業完了報告後、交付した助成金が経費の額の合計額を上回った場合、その上回った部分については本会へ返還を要する。

(支援の取り消し)

第14条 被助成者が次の項目に1つでも該当する時は、支援金の全額もしくは一部を本会に返還させることができる。

- (1) 経理状況が極めて不良と認めたもの。

- (2) 経理上不都合ありと認めたもの。
- (3) 支援決定後事業を一部休止または廃止したもの。
- (4) 支援金を指定された事業以外に使用したとき。
- (5) 事実と相違した申請または使途報告を行ったとき。
- (6) その他、本協議会の指示に従わずまたは不適當と認めた場合。

(本規程の改正)

第15条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成24年10月14日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 災害看護支援事業資金取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という。）の有する災害看護支援事業資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 この法人は、特定資産として、災害看護支援事業資金を設けることができる。

### (積立)

第3条 本規程に基づき、災害看護支援事業資金に積立を行うものとする。

### (運用)

第4条 災害看護支援事業資金の運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 国債、地方債及び政府保証債
- (2) 金融機関への預貯金
- (3) 貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託

### (運用性)

第5条 災害看護支援事業資金から生ずる運用益については、災害看護支援事業に使用し、又は当該事業資金に積立てるものとする。

### (取崩)

第6条 災害看護支援事業資金は、社員総会の決議により、災害看護支援事業資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

### (本規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成24年10月14日から施行する。

## 委員会規定

1. 委員会に関する規程（共通）
2. 高等教育行政対策委員会規程
3. 看護学教育質向上委員会規程
4. 看護学教育評価検討委員会規程
5. 高度実践看護師教育課程認定委員会規程
  - ・ 高度実践看護師教育課程認定規程
  - ・ 高度実践看護師教育課程認定細則
  - ・ 高度実践看護師教育課程基準
6. 広報・出版委員会規程
7. 国際交流推進委員会規程
8. データベース委員会規程
9. 災害支援対策委員会規程
10. 高度実践看護師制度推進委員会規程
11. 養護教諭養成教育検討委員会規程
12. 選挙管理委員会規程



## 一般社団法人日本看護系大学協議会 委員会に関する規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条、第6条及び第7条に基づき、委員会（常設および臨時）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （任務）

- 第1条 委員会は理事会より委任を受けた事項を審議し、その経過および結果等を理事会で報告する。
- 2 委員会の活動内容は、当該年度末の事業活動報告書に掲載する。
  - 3 委員会の議事録は事務局に提出し、主たる事務所に保管する。

### （委員長）

- 第2条 委員会の委員長は理事会において選任する。
- 2 委員長は、理事あるいは理事会で指名する者とする。
  - 3 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
  - 4 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。

### （委員会の構成）

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 委員長（1名）
  - (2) 委員長が指名した者（若干名）
  - (3) 公募により、社員の推薦を受けた者（若干名）
- 2 委員会の委員は、理事会の承認を得る。
  - 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

### （任期）

- 第4条 委員長および委員の任期は原則2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。但し、委員会の設置期間が2年未満の場合はその期間による。
- 2 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

### （委員会の議決事項）

- 第5条 委員会の開催は委員の半数の出席をもって成立する。
- 2 委員会の議決事項は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決すところによる。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

2 委員会の事務は、委員長が指名する。

(本規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成23年3月6日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 高等教育行政対策委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第6条に基づき、高等教育行政対策委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （目的）

第1条 看護学高等教育が直面している課題の解決に向けて、必要な諸方策を検討し、日本看護系大学協議会の立場から見解や方向性を表明する。

### （審議事項）

第2条 高等教育行政対策委員会の審議事項は次の通りとする。

- （1）看護学高等教育行政・制度に関すること
- （2）設置者別の固有な課題に関すること
- （3）看護学教育の政策提言に関すること
- （4）その他必要となる事項

### （委員会の構成）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1）委員長（1名）
  - （2）学長、学部長等、大学の運営に携わる立場にある者
  - （3）委員長が指名した者
- 2 委員会の委員は、理事会の承認を得る。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

### （本規程の改正）

第4条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 看護学教育質向上委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第6条に基づき、看護学教育質向上委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （目的）

第1条 本委員会は、看護系大学における看護学教育の充実・向上を図るために、看護系大学の教育の質に関する事項並びに看護教員に求められる資質・能力向上に関する事項について検討する。

### （任務）

第2条 看護系大学における看護学教育に関する調査研究を行い、教育改善に役立てる基礎資料を得るとともに、それらの課題について看護系大学間で共有して、課題解決と教育の向上を目的とした検討会、研修会を企画、開催する。

### （本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

## 一般社団法人 日本看護系大学協議会 看護学教育評価検討委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と6条に基づき、看護学教育評価検討委員会（以下、「委員会」という）の設置・運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 看護系大学の学士課程・大学院の教育の質を高い水準で保証するために、具体的な評価内容と評価方法・評価組織の構築について検討する。

（審議事項）

第2条 看護学教育評価検討委員会の審議事項は以下の通りとする。

- （1）学士課程における教育の評価に関すること
- （2）大学院における教育の評価に関すること
- （3）看護系大学の教育評価における組織体制に関すること
- （4）その他看護学教育評価に関する重要な事項

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日より施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 高度実践看護師教育課程認定委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条及び第6条に基づき、高度実践看護師教育課程認定委員会（以下「認定委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （目的）

第1条 委員会は、高度実践看護師教育課程の普及に向けて、高度実践看護師教育課程の審査・認定、専門看護分野の特定を行うとともに、認定体制のあり方を検討することを目的とする。

2 高度実践看護師教育課程の認定等にあたり、他の関係機関と連携・協議する。

### （委員会の審議事項）

第2条 認定委員会は、高度実践看護師教育課程認定規程に基づき次に掲げる事項を審議する。

- （1）高度実践看護師教育課程の認定体制及び運営に関すること。
- （2）専門看護分野の教育課程の特定等に関すること。
- （3）専門看護分野の教育課程の認定に関すること。
- （4）その他、認定等に関する重要な事項。

### （委員会の構成）

第3条 認定委員会は、各専門分科会の代表者、高度実践看護師教育課程に携わっている者及び有識者の若干名からなる委員をもって構成する。

2 認定委員は、認定委員会の推薦を経て理事会の承認を得る。

3 認定委員会の委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

### （委員会の運営）

第4条 認定委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

2 委員会の事務は、委員長が所属する会員校が担当することができる。

### （専門分科会）

第5条 認定委員会は、専門看護分野の教育課程の認定を行うにあたり、専門看護分野ごとに専門分科会を設けるものとする。

2 専門看護分野の代表者は、認定委員会の委員となり、専門分科会の委員長を務める。

3 専門看護分野の代表者は、認定委員会に対して分科会の委員を推薦する。

4 専門看護分野の代表者は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

5 分科会は、非公開とする。

(専門分科会委員の任命と任期)

第6条 専門分科会委員は、原則として大学院において高度実践看護師教育課程に携わっている者、若干名で構成し、認定委員会委員長が任命する。

2 分科会の委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(専門分科会の審議事項)

第7条 専門分科会は、認定委員会の諮問を受け、次に掲げる事項を審議する。

(1) 専門看護分野別の専攻教育課程についての判定基準の作成に関すること。

(2) 申請があった高度実践看護師教育課程について、専門看護分野別の専攻教育課程の適切性を審査し、その結果を認定委員会に報告する。

(3) その他、認定委員会から委嘱された事項。

(本規程の改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 1. この規程は、平成23年1月10日から施行する。

2. この規程は、平成27年2月16日から施行する。

# 一般社団法人日本看護系大学協議会 高度実践看護師教育課程認定規程

制定 平成10年6月26日

## 第1章 総則

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）が、高度な専門知識と技術を持った高度実践看護師教育の質の維持と向上をめざし、高度実践看護師育成に適切な教育課程の基準を定めるとともに、その教育課程の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 高度実践看護師教育課程の定義

第2条 高度実践看護師教育課程は、専門看護師教育課程およびナースプラクティショナー教育課程により構成する。

2 専門看護師教育課程は、保健・医療・福祉現場において、複雑な健康問題を有する患者にケアとケアを統合し、卓越した直接ケアを提供するとともに、相談、調整、倫理調整、教育、研究を行い、ケアシステム全体を改善することで、看護実践を向上させる高度実践看護師を養成する教育課程とする。

3 ナースプラクティショナー教育課程は、保健・医療・福祉現場において病院・診療所等と連携して、現にまたは潜在的に健康問題を有する患者にケアとケアを統合し、一定の範囲で自律的に治療的もしくは予防的介入を行い、卓越した直接ケアを提供する高度実践看護師を養成する教育課程とする。

## 第3章 専門看護分野の教育課程の特定等

第3条 専門看護分野<sup>注1)</sup>の教育課程の特定については、認定委員会で審議し、理事会の議を経て、總會の承認をもって行うものとする。

2 高度実践看護師教育課程基準ならびに審査規準の見直しについては、定期的実施する。

注1)「専門看護分野」とは高度実践看護師教育課程、すなわち専門看護師教育課程およびナースプラクティショナー教育課程の専門看護分野である。

## 第4章 高度実践看護師教育課程認定の申請資格

第4条 高度実践看護師教育課程認定の申請をする機関は、次の各号の基準を全て満たしているものとする。

(1) 日本国の大学院において高度実践看護師教育を行っている課程(26単位申請の場合・38単位申請の場合・46単位申請の場合)、または行う予定の課程(38単位申請の場合・46単位申請の場合)であること。

(2) 本会で別に定めた教育課程に関する次に掲げる条件をみたしていること。

A. 専門看護師26単位申請の場合<sup>注2)</sup>

- ① 履修単位数は、26単位以上とし、そのうち実習は6単位以上であること。
- ② 共通科目のうち、8単位以上を必修とすること。
- ③ 専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。

注2) ただし、新規申請の受け付けは平成26年度までとする。再申請については、平成27年度まで受け付けることとする。

B. 専門看護師38単位申請の場合<sup>注3)</sup>

- ① 履修単位数は、38単位以上とし、そのうち実習は10単位以上であること。
- ② 共通科目Aのうち、8単位以上を必修とすること。
- ③ 共通科目Bを、6単位以上必修とすること。
- ④ 専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。

注3) 平成24年度より新規申請開始。

C. ナースプラクティショナー46単位申請の場合<sup>注4)</sup>

- ① 履修単位数は、46単位以上とし、そのうち実習は10単位以上であること。
- ② 共通科目Aのうち、8単位以上を必修とすること。
- ③ 共通科目Bを、6単位以上必修とすること。
- ④ 専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。

注4) 平成27年度より、新規申請を受け付ける。

## 第5章 高度実践看護師教育課程認定の審査方法等

第5条 前条に該当する機関の代表者が、認定を申請する場合は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請書類および審査料については別に定める。

2 既に高度実践看護師教育課程の認定を受けている教育課程が、共通科目及び専攻教育課程の科目の追加、及び科目内容の変更、科目単位の変更による認定を申請する場合は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請書類および審査料については別に定める。

第6条 審査は毎年1回、書類審査を中心に行われるものとする。

2 認定委員会は、必要に応じてその都度、聞き取り等を行う。

第7条 本会の代表理事は、認定委員会が高度実践看護師教育課程として認定した機関に対して高度実践看護師教育課程認定証(以下「認定証」という)を交付する。

2 本会は、前項の認定を行った場合には、その教育機関名を公表するとともに高度実践看護師教育課程認定名簿に登録する。

3 認定証の有効期間は、認定年度から10年間とする<sup>(注5)</sup>。ただし、本規程第12条及び第13条の規定により高度実践看護師教育課程認定の資格を喪失したときは、認定証の有効期間は資格を喪失した日までとする。

注5) ただし、第4条(2)Aに定める専門看護師26単位申請の場合、有効期間を平成32年度までとする。

## 第6章 高度実践看護師教育課程認定の更新

第8条 本会は、高度実践看護師教育課程の質の維持と向上を目的として、高度実践看護師教育課程認定更新制度を実施するものとする。

第9条 本会の認定を受けた高度実践看護師教育課程認定機関は、認定を受けた日から10年毎にこれを更新しなければならない。

2 認定更新を申請する機関は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請書類ならびに審査料については別に定める。

3 審査は毎年1回、書類審査を中心に行われるものとする。

第10条 高度実践看護師教育課程の認定更新を申請する機関は、第4条、第5条の規定によるものとする。

## 第7章 高度実践看護師教育課程等の名称の変更届

第11条 本会の認定を受けた高度実践看護師教育課程等の名称に変更があった場合、変更点を届け出るものとする。

2 大学、研究科、ないし教育課程、コースの名称に変更があった場合には、その変更点を届け出るものとする。

3 科目名に変更があった場合には、その変更点を届け出るものとする。

## 第8章 高度実践看護師教育課程認定の資格喪失等

第12条 高度実践看護師教育課程認定の資格は、次の各号に該当する事由が生じた場合は、認定委員会の議を経て喪失するものとする。

(1) 高度実践看護師教育課程認定の資格を辞退したとき。

(2) 高度実践看護師教育課程認定の更新をしなかったとき。

第13条 高度実践看護師教育課程として相応しくない事由が生じた場合は、認定委員会並びに理事会で審議し、高度実践看護師教育課程の認定を取り消すことができる。

#### 第9章 他の組織との連携

第14条 本会は、高度実践看護師教育課程の認定等にあたり、必要に応じて他の組織と連携したり協議することができる。

#### 第10章 規程の改定等

第15条 この規程の改定については、認定委員会及び理事会の議を経て、総会の承認によるものとする。

第16条 この規程に定めるもののほか、高度実践看護師教育課程の認定に関して必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1. この規程は、平成10年6月26日から施行する。
2. この規程は、平成11年10月22日から施行する。
3. この規程は、平成15年5月23日から施行する。
4. この規程は、平成19年5月11日から施行する。
5. この規程は、平成23年1月10日から施行する。
6. この規程は、平成24年6月18日から施行する。
7. この規程は、平成27年2月16日から施行する。

##### (経過措置)

1. すでに専門看護師教育課程の認定を受けた教育課程は、第2条の高度実践看護師教育課程の認定を受けたものとみなす。

# 一般社団法人日本看護系大学協議会 高度実践看護師教育課程認定細則

制定 平成10年6月26日

## 第1章 総則

第1条 一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）高度実践看護師教育課程認定規程の施行に当たり、規程第16条により、規程に定められた以外の事項について細則に定めるものとする。

## 第2章 専門看護分野の教育課程の特定等

第2条 専門看護分野の教育課程の特定を申請するものは、所定の申請書類（様式8）を認定委員会に提出しなければならない。申請書類に含まれる事項は下記のように定める。

- (1) 当該専門看護分野特定の必要性
- (2) 当該分野における既存の大学院教育の実状
- (3) 当該分野の専攻教育課程の案
- (4) 当該分野の専攻教育課程の審査規準案

第3条 専門看護分野の教育課程の特定に関する申請は、毎年7月末までに、申請書類を整えて申請するものとする。（様式8）

第4条 特定されている専門看護分野の教育課程およびその英語名は以下の通りである。

### (1) 専門看護師教育課程

がん看護 (Cancer Nursing)、慢性看護 (Chronic Care Nursing)、母性看護 (Women's Health Nursing)、小児看護 (Child Health Nursing)、老年看護 (Gerontological Nursing)、精神看護 (Psychiatric Mental Health Nursing)、家族看護 (Family Health Nursing)、感染看護 (Infection Control Nursing)、地域看護 (Community Health Nursing)、クリティカルケア看護 (Critical Care Nursing)、在宅看護 (Home Care Nursing)、遺伝看護 (Genetic Nursing)、災害看護 (Disaster Nursing)。

日本看護系大学協議会教育課程名称	日本看護協会専門看護師名称
がん看護専攻教育課程	がん看護専門看護師
慢性看護専攻教育課程	慢性疾患看護専門看護師
母性看護専攻教育課程	母性看護専門看護師
小児看護専攻教育課程	小児看護専門看護師
老年看護専攻教育課程	老人看護専門看護師
精神看護専攻教育課程	精神看護専門看護師
家族看護専攻教育課程	家族支援専門看護師
感染看護専攻教育課程	感染症看護専門看護師
地域看護専攻教育課程	地域看護専門看護師
クリティカルケア看護専攻教育課程	急性・重症患者看護専門看護師
在宅看護専攻教育課程	在宅看護専門看護師
遺伝看護専攻教育課程	未特定
災害看護専攻教育課程	未特定

(2) ナースプラクティショナー教育課程  
プライマリケア看護 (Primary Care Nursing)

ナースプラクティショナー教育課程名称	未定
プライマリケア看護専攻教育課程	未特定

- 2 高度実践看護師の英語での表記法は、「Advanced Practice Nurse」とする。
- 3 専門看護師の専門看護分野を示す際の英語での表記法は、「Certified Nurse Specialist in (専門看護分野名)」とする。
- 4 ナースプラクティショナーの専門看護分野を示す際の英語での表記法は、「Certified Nurse Practitioner in (専門看護分野名)」とする。

第5条 高度実践看護師教育課程基準ならびに審査規準の見直しは5年毎に、高度実践看護師教育課程検討委員会(以下「検討委員会」という)を設けて検討する。

- 2 検討委員会委員は、理事会が任命する。

### 第3章 高度実践看護師教育課程認定の申請資格

第6条 規程第3条により、高度実践看護師教育課程の認定を申請する機関は、高度実践看護師教育課程基準に定める教育内容を有していなければならない。

A. 専門看護師26単位更新申請の場合

- (1) 共通履修科目とは、看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論である。
- (2) 専門看護分野別の専攻教育課程は、高度実践看護師教育課程基準別表で提示する。

B. 専門看護師38単位申請の場合

- (1) 共通履修科目として、共通科目A、共通科目Bを設ける。共通科目Aとは、看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論である。共通科目Bとは、フィジカルアセスメント、病態生理学、臨床薬理学である。
- (2) 専門看護分野別の専攻教育課程は、高度実践看護師教育課程基準別表で提示する。

C. ナースプラクティショナー46単位申請の場合

- (1) 共通履修科目として、共通科目A、共通科目Bを設ける。共通科目Aとは、看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論である。共通科目Bとは、フィジカルアセスメント、病態生理学、臨床薬理学である。
- (2) 専門看護分野別の専攻教育課程は、高度実践看護師教育課程基準別表で提示する。

### 第4章 高度実践看護師教育課程の認定の審査方法等

第7条 規程第4条により、認定のための申請書類は下記のように定める。

- (1) 高度実践看護師教育課程認定審査申請書(様式1)
- (2) 共通科目の照合表(様式2:26単位申請用、38単位申請用、もしくは46単位申請用)
- (3) 専攻教育課程照合表(様式3:26単位申請用、38単位申請用、もしくは46単位申請用)

- 2 既に共通科目の審査を終えている大学院が新たな専門看護分野の高度実践看護師教育課程の認定を申請する場合は様式1及び様式3を提出するものとする。
- 3 既に認定されている教育課程が科目の追加及び科目内容の変更、科目単位の変更による科目の認定を申請する場合は様式1と様式2又は様式3、及び様式12-1又は様式12-2を提出するものとする。
- 4 高度実践看護師教育課程の認定を希望する機関は、申請書類と審査料を、毎年7月末までに、認定委員会に提出しなければならない。
- 5 既納の審査料は、返還しない。

第8条 認定委員会からの勧告、及び助言の内容については、当該教育機関以外には公表しない。

第9条 規程第6条にある認定証は様式4、及び高度実践看護師教育課程認定名簿は様式5とする。

第10条 本会は、高度実践看護師教育課程審査要項を公表する。

第11条 日本看護系大学協議会が認定する高度実践看護師教育課程の有効期限は、高度実践看護師教育課程として認定された年度を基準とする。

2 第7条の3により高度実践看護師教育課程の共通科目の追加認定があった場合、その追加された科目は、既に認定された高度実践看護師教育課程の有効期限に準じるものとする。

3 第7条の3により高度実践看護師教育課程の専攻教育課程の科目の追加認定があった場合、その追加された科目は、既に認定された高度実践看護師教育課程の有効期限に準じるものとする。

#### 第5章 高度実践看護師教育課程の認定更新

第12条 高度実践看護師教育課程の認定更新の申請書類は、下記のものとする。

(1) 高度実践看護師教育課程更新認定審査申請書(様式1-2)

(2) 共通科目の照合表(様式2)

(3) 専攻教育課程照合表(様式3)

(4) 変更点に関する説明書(様式9-1、9-2)

2 認定更新を希望する機関は、申請書類と審査料を、毎年7月末までに、認定委員会に提出しなければならない。

#### 第6章 高度実践看護師教育課程等の名称の変更届

第13条 高度実践看護師教育課程等の名称の変更届は、様式13とする。

#### 第7章 他の組織との連携

第14条 本会代表理事と日本看護協会会長との間で、専門看護師教育課程認定結果の通知及び協議に関する具体的な取り決めを行うこととする。

(1) 専門看護師制度に関わる諸問題に対して、必要時、本会と日本看護協会との間で協議する場を設ける。

(2) 本会専門看護師教育課程認定委員会が行う専門看護師教育課程認定結果は、日本看護協会専門看護師認定部に通知する。

①所定の文書をもって通知する。(様式6、様式7)

②通知は年1回行うこととし、その年の認定終了後とする。

#### 第8章 細則の改定等

第15条 この細則の改定については、認定委員会及び理事会の承認によるものとする。

#### 附 則

1. この細則は、平成10年6月26日から施行する。
2. この細則は、平成11年10月22日から施行する。
3. この細則は、平成15年5月23日から施行する。
4. この細則は、平成16年5月7日から施行する。
5. この細則は、平成17年5月13日から施行する。
6. この細則は、平成19年5月11日から施行する。
7. この細則は、平成20年12月20日から施行する。
8. この細則は、平成23年1月10日から施行する。
9. この細則は、平成24年3月18日から施行する。
10. この細則は、平成24年6月18日から施行する。
11. この細則は、平成27年2月16日から施行する。

一般社団法人 日本看護系大学協議会  
高度実践看護師教育課程基準

【高度実践看護師の教育理念】

高度実践看護師は、対象のクオリティ・オブ・ライフの向上を目的として、個人、家族、および集団に対して、ケアとキューアの統合による高度な看護学の知識・技術を駆使して、疾病の予防及び治療・療養・生活過程の全般を統合・管理し、卓越した看護ケアを提供する者である。その役割は、専門性を基盤とした高度な実践、看護職を含むケア提供者に対する教育や相談、研究、保健医療福祉チーム内の調整、倫理的課題の調整である。また総合的な判断力と組織的な問題解決力を持って専門領域における新しい課題に挑戦し、現場のみならず教育や政策への課題にも反映できる開発的役割がとれる変革推進者として機能する。

以上のような人材を育成する。

ただし、専門看護師教育課程 26 単位の教育理念は次の通りとする。

専門看護師は看護現場において、看護ケアの質の向上を図るために卓越した専門的能力を持つ実践者、スタッフナースへの相談者や教育者、研究者、保健医療福祉ニーズのケア調整者、倫理的課題への調整者としての機能を果たす。また総合的な判断力と組織的な問題解決力を持って専門領域における新しい課題にチャレンジし、現場のみならず教育や政策への課題にも反映できる開発的役割がとれるチェンジ・エイジェントとして機能できる人材を育成する。我が国の看護現場において、看護管理者やスタッフナースとともに、ケアの開発・改革を試みる人材として期待される。

【高度実践看護師の共通目的（共通能力水準）】

高度実践看護師は、ある特定の看護分野において「ケアとキューアを統合した高度な看護実践能力」を有することを認定される看護職者である。

高度実践看護師は、それぞれの専門看護分野において次のような役割を果たす。

- 1) 専門看護分野において、個人・家族または集団に対してケアとキューアを統合した高度な看護を実践する（実践）。
- 2) 専門看護分野において、看護職者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす（教育）。
- 3) 専門看護分野において、看護職者を含むケア提供者に対してコンサルテーションを行う（相談）。
- 4) 専門看護分野において、必要なケアが円滑に提供されるために、保健医療福祉に携わる人々の間のコーディネーションを行う（調整）。
- 5) 専門看護分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るために実践の場における研究活動を行う（研究）。
- 6) 専門看護分野において、倫理的な問題・葛藤について関係者間での倫理的調整を行う（倫理）。

【教育課程の基準】

- 1) 高度実践看護師教育課程認定規程 第4条の(2)ABCに定めたとおりとする。
- 2) 共通科目または、共通科目Aは、次の7科目から選択し8単位以上を履修する。  
①看護教育論、②看護管理論、③看護理論、④看護研究、⑤コンサルテーション論、⑥看護倫理、⑦看護政策論
- 3) 共通科目Bは、次の3科目から選択し6単位以上を履修する。  
①フィジカルアセスメント、②病態生理学、③臨床薬理学
- 4) 専門看護分野別専攻教育課程の基準は、別表に示す通りである。
- 5) 実習は高度実践看護師にとってきわめて重要な実践能力を高めるものであるから、教育としての質を保證することが重要である。そこで、実習方法としては単に、実践するだけではなく、スーパービジョンや事例検討や討議セミナーを持つなど多様な方法を駆使することにより、高度実践看護師が備えるべき実践能力を高め、看護活動を創意工夫して変革でき、社会組織的に発展させるような能力を養うことが重要視される。

平成10年6月26日	制定
平成16年4月1日	改定
平成23年9月30日	改定
平成26年1月11日	改定
平成27年2月16日	改定

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 広報・出版委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第6条に基づき、広報・出版委員会（以下、「委員会」という）の設置・運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 委員会は看護に関する情報を会員校ならびに社会に向けて広報することで、看護学教育の発展を支えることを目的とする。

（任務）

第2条 委員会は広報関連の事項について審議する。その経過および結果等を理事会で報告するものとする。以下が委員会の所掌事項となる。

- （1）日本看護系大学協議会ホームページ（以下ホームページとする）の運営方針を審議し理事会へ報告する。
- （2）ホームページの維持管理を行う。
- （3）本会の事業活動など、広く社会に広報するために、適切な手段を審議し、その媒体作成を推進する。

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 国際交流推進委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第6条に基づき、国際交流推進委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （目的）

第1条 看護学高等教育に関する国際交流を通して、本会会員校のグローバル化に向けた支援を行う。

### （任務）

第2条 本委員会は次の業務を行う。

- （1） East Asia Forum of Nursing Sholars との国際交流に関すること
- （2） 国際的な博士課程教育のネットワークに関すること
- （3） 若手研究者の国際的な活動力の育成に関すること
- （4） その他必要な事項

### （本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年6月16日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 データベース委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第6条に基づき、データベース委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （目的）

第1条 本委員会は年度毎に会員校の教育・研究・社会貢献等に関する実態調査を実施し、今後の看護系大学の在り方に関わる基礎資料を提供することを目的とする。

### （任務）

第2条 本委員会は次の業務を行う。

- （1）意義のある調査結果が得られるよう、委員会は本会会員校の意識づけを図る。
- （2）調査結果の報告は単年度ごとに行い、5年ごとに年次比較も行う。
- （3）事務局および委託業者と連携し、調査、分析、報告を円滑に実施する。
- （4）その他、データベースの活用に関するシステム化を図る。

### （本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年6月16日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 災害支援対策委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第6条に基づき、災害支援対策委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （目的）

第1条 防災および災害支援にかかわる事業を行うにあたり、防災にかかわる啓発や広報、災害支援にかかわる募金や助成、その他組織のあり方などの重要事項を協議し、本事業の円滑、適正な運営を図ることを目的とする。

### （任務）

第2条 本委員会は次の業務を行う。

- （1）防災にかかわる啓発に関する事項
- （2）災害対応にかかわる体制整備に関する事項
- （3）災害時の看護活動を支援するための募金に関する事項
- （4）災害時の看護活動を支援するための広報に関する事項
- （5）災害支援金の申請者等の選定の審査に関する事項
- （6）その他必要な事項

### （本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年11月28日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年6月16日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 高度実践看護師制度推進委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第7条に基づき、高度実践看護師制度推進委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

- 第1条 高度実践看護師の制度化とその発展に向けて、看護学教育の観点から、検討および提案を行うことを目的とする。
- 2 高度実践看護師の教育および制度に関係する諸機関と連携・協働する。

（審議事項）

- 第2条 審議事項は、以下の項目とする。
- （1）高度実践看護師の教育に関する事
  - （2）高度実践看護師の制度に関する事
  - （3）高度実践看護師に関する政策提言

（本規程の改正）

- 第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会  
養護教諭養成教育検討委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第7条に基づき、養護教諭養成教育検討委員会（以下、「委員会」という）の設置・運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 養護教諭養成のあり方を検討することを目的とする。

2 養護教諭養成カリキュラム及び制度に係る諸機関、諸団体と連携・協働する。

（審議事項）

第2条 審議事項は、以下の項目とする。

- （1）現代の子どもの心身の健康課題を踏まえた養護教諭の役割に関する事
- （2）看護能力を持つ看護系大学で養成する養護教諭のコアコンピテンスに関する事
- （3）看護能力を持つ養護教諭の養成カリキュラムに関する事
- （4）養護教諭養成に関する政策提言に関する事

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成26年10月3日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 選挙管理委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第5条と第7条に基づき、選挙管理委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （委員会の設置）

第1条 理事会は、社員の中から5名の選挙管理委員を委嘱する。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、代表理事に諮り補充の委員を委嘱する。

3 選挙管理委員は、選挙権を有する。

### （任務）

第2条 委員会は、理事会より委任を受け役員候補者の選出に必要な業務を行う。

2 委員会は、委員会の経過及び結果等を理事会に報告する。

3 委員会の活動内容は、当該年度末の事業報告書に掲載し報告する。

4 委員会の議事録は事務局に提出し、主たる事務所に保管する。

### （委員長）

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

4 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。

5 委員長は委員会を招集し、その議事を整理する。

### （任期）

第4条 選挙管理委員の任期は、役員等が社員総会で承認されるときまでとする。

2 委員が任期中に会員校から代表として推薦された社員ではなくなった場合でも、当該年度の定時社員総会までは委員を継続することができる。

### （委員会の業務）

第5条 委員会は次の業務を行う。

（1）理事及び監事の選挙に係わる日程など計画の立案

（2）理事及び監事の選挙に係わる関係書類の整備、確認

（3）選挙人名簿及び被選挙人名簿の作成

（4）理事及び監事の選挙に係わる関係事項の告示

（5）投票及び開票の管理

（6）投票の有効、無効の判定

（7）選挙終了後、理事及び監事候補者の決定、その結果の理事会への報告

（8）その他選挙に必要な事項

(委員会の議決事項)

第6条 委員会の開催は委員の半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議決事項は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(本規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成22年12月24日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成23年12月10日から施行する。

## 平成 26 年度事業活動報告書

平成 27 年 3 月 発行

編集・発行 一般社団法人 日本看護系大学協議会事務局

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-11-5

大澤ビル 6 階

TEL : 03-6206-9451

FAX : 03-6206-9452

E-mail : office@janpu.or.jp

印刷所 株式会社 白峰社

TEL : 03-3983-2312

FAX : 03-3983-2307